

「下野市雇用奨励金」のご案内

～新たに市民を正社員として雇用した事業主の方へ～

下野市では、雇用の機会の増大と雇用の安定を図るため、市内に住所のある方を市内に所在する事業所で雇用した事業主の方に雇用奨励金を交付しています。

対象労働者

- ・市内に住所を有する方
- ・60歳未満の方
- ・次のいずれかに該当する方
 - ① 公共職業安定所の紹介による離職者
 - ② 公共職業安定所の紹介による学校(大学、大学院、短大、専修学校、高校、中学校を含む)を卒業後1年以上正規雇用された経験がない方
 - ③ 派遣労働者であった方で、当該派遣先の事業所において雇い入れられた方
 - ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、かつ、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する方、又は療育手帳の交付を受けている方

受給対象者

- ・市内に事業所を有する事業主
- ・雇用保険適用の事業主
- ・1週間当たりの所定労働時間が、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を常用雇用者(パートタイムの労働者を除く)として期間を定めず、6月以上常用雇用している事業主
- ・対象労働者に対する、雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入している事業主
- ・対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主
- ・市税及び国民健康保険税に滞納がない事業主

奨励金について

奨励金の額

- ・該当する対象労働者1人につき20万円
- ・各年度における1事業所の交付限度額100万円

申請時期

- ・対象労働者の雇用を開始した日から起算して6月を経過する日から6月以内

申込問合せ先

下野市役所産業振興部商工観光課 TEL0285-48-2112 (5月2日まで)
TEL0285-32-8907 (5月6日以降)

奨励金を受けるまでの手続き

交付申請

共通書類

- ・下野市雇用奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・雇用奨励金交付要件確認書(様式第4号)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・市税等の納税証明書
- ・雇用通知書又は雇用契約書の写し
- ・対象労働者の住民票の写し

公共職業安定所の紹介による離職者の書類

- ・退職証明書の写し又は雇用保険被保険者離職証明書の写し
- ・公共職業安定所が発行した紹介状の写し

学校卒業後1年以上正規雇用された経験のない方の書類

- ・卒業証明書の写し又は卒業証書の写し
- ・公共職業安定所が発行した紹介状の写し

派遣労働者の書類

- ・労働者派遣契約書の写し
- ・労働条件通知書の写し又は就業条件明示書の写し
- ・派遣元管理台帳の写し
- ・派遣先管理台帳の写し
- ・派遣終了日前の日付の内定書の写し又は雇用申出書の写し
- ・派遣先からの雇い入れ書の写し又は雇用契約書の写し

障がい者等の書類

- ・身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し

交付決定

- ・下野市雇用奨励金交付決定通知書

交付請求

- ・下野市雇用奨励金交付請求書(様式第3号)
- ・下野市雇用奨励金交付決定通知書の写し